

令和8年産

収入減少影響緩和交付金

申請期限
6/30 まで

米・麦・大豆の ナラシ対策への 加入のススメ

ナラシ対策はこんな仕組み

ナラシ対策は収入減少に備える
セーフティネットです。
経営安定に向けて、加入しましょう。

- 加入面積に応じた積立金が必要です。
- 発動（収入額が減少）した場合、最大で積立金の4倍の額（積立金を含む）が支払われます。
- 発動しない場合、積立金は翌年に繰り越され、掛け捨てにはなりません。
(返納申し出すれば積立金はすべて返納されます。)



補てんイメージ

※主食用米1ha単作、20%コースの例です。麦や大豆も作付けしている場合、それらも含めた収入の合計で計算されます。
令和8年産の標準的収入額は未定のため、令和7年産で作成しています。

単位：円

地域	面積	標準的収入額①	積立額②= ①×20%×9割×1/4	最大補てん額 (②の4倍)
青森地域		1,247,320	56,129	224,516
津軽地域	1ha	1,308,350	58,875	235,500
南部・下北地域		1,190,550	53,574	214,296

申し込み

令和8年産は、令和8年6月30日(火)までに
地域農業再生協議会(各市町村)に加入申請書の提出が必要です。

令和8年3月

青森県・青森県農業再生協議会・東北農政局青森県拠点

交付 対象者

認定農業者、認定新規就農者、集落営農

どなたでも要件を満たせる可能性があります。

※いずれも規模要件はありません。

認定農業者、認定新規就農者になりたい方、ナラシ加入を考えている集落営農の方は地域農業再生協議会へ相談してください。

対象作物

米(主食用米、備蓄米)、麦、大豆

対象数量

1. 米(農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの(種子は除く))

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売した数量
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとした数量

2. 麦、大豆(ビール用等麦、黒大豆、種子用は除く)

は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約をし、農産物検査により一定以上の格付けがなされた数量又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い、農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認された数量

標準的収入額

収入額が「標準的収入額」を下回った場合に減収額の最大9割が支払われます。「標準的収入額」は過去5年間の最高・最低を除く3年間の平均で品目ごと、地域ごとに計算されます。

令和8年産の標準的収入額は未定ですが、**令和7年産の標準的収入額を参考に**、加入を検討してください。

- ナラシ対策の補てん金は、自然災害等による減収分を補償する農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、ナラシ対策に加入する場合、農業共済とのセット加入がお勧めです。
- 「収入保険とナラシ対策」、「収入保険と農業共済」は、重複して加入できません。

【問合せ先】

- 青森県農業再生協議会 事務局
青森県農林水産部農産園芸課 (電話 017-734-9479)
- 東北農政局青森県拠点 (電話017-777-3512)
- 青森県内地域農業再生協議会 (各市町村)、農業協同組合 (JA)

